

(子ども・若者育成支援推進法に基づく大綱の策定)

- 内閣府に、法第26条に基づく特別の機関として、内閣総理大臣を長とし全閣僚から成る子ども・若者育成支援推進本部が設置された。
- 子ども・若者育成支援推進本部は、平成22(2010)年7月23日、法に基づく大綱(「子ども・若者ビジョン」)を決定した。

(大綱に基づく施策の点検・評価)

- 大綱の実施を推進するとともに、それに基づく施策の実施状況について点検・評価を行うため、平成23(2011)年7月、有識者からなる子ども・若者育成支援推進点検・評価会議の開催が決定された。

第2章 すべての子ども・若者の健やかな成長の支援

第1節 自己形成支援

1 日常生活能力の習得

(1) 基本的な生活習慣の形成

(学校教育における取組)

- 平成20(2008)年と21(2009)年に改訂された学習指導要領¹(以下「新学習指導要領」という。)では、特に小学校低学年において、あいさつなどの基本的な生活習慣や社会生活上のきまりを身に付け、善悪を判断し、人間としてしてはならないことをしないことに関する指導を重視するなど、道徳教育の充実を図っている。
- 文部科学省は、
 - ・平成25(2013)年8月、「心のノート」を全ての小学生・中学生に配布した。
 - ・「道徳教育の充実に関する懇談会」の報告を踏まえ、「心のノート」の内容を全面改訂した教材「私たちの道徳」を作成し、平成26(2014)年度使用分を配布した。
 - ・学校・地域の実情などに応じた多様な道徳教育を支援するため、全国的な事例収集と情報提供、特色ある道徳教育や道徳教材活用への支援などを行う。

(社会全体で取り組む子どもの生活習慣づくり)

- 文部科学省は、「早寝早起き朝ごはん」国民運動を推進している²。平成25(2013)年度には、「中高生を中心とした子供の生活習慣づくりに関する検討委員会」を開催し、生活圏の拡大や行動の多様化等により生活習慣が乱れやすい中高生を中心とした、課題や問題点、学校や地域における効果的な取組などをとりまとめた。平成26(2014)年度には、保護者などへの効果的な啓発手法などの支援方策を検討する。
- 独立行政法人国立青少年教育振興機構は、「早寝早起き朝ごはん」全国協議会の事務局として、子どもの生活リズムの向上に努めている。

(食育活動の推進)

- 第2次食育推進基本計画(平成23年3月食育推進会議決定)では、「小学校5年生のうちほとんど朝食を食べないと回答した者」の割合を、平成27(2015)年度までに0%とすることを目指している。

1 文部科学省は、平成20年3月に小・中学校の、平成21年3月に高校の学習指導要領の改訂を行った。
2 http://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/asagohan/index.htm

- 内閣府は、一人一人の国民が自ら食育に関する取組が実践できるように、「食育ガイド」³の普及を図っている。
- 文部科学省は、食に関する指導を行う栄養教諭の都道府県への配置を促進している。
- 厚生労働省は、妊産婦や子育て家庭を対象とした食に関する学習機会や情報の提供を推進している。
- 農林水産省は、栄養バランスに優れた「日本型食生活」の実践を促す取組や、農林漁業者などが農作業体験の機会を提供する教育ファームなどを支援した。
- 内閣府食品安全委員会は、ホームページで子ども向けの食品安全に関する情報を解説している。また、小学校5・6年生とその保護者を対象とする「ジュニア食品安全委員会」を夏休み期間中に開催している。

(2) コミュニケーション能力や規範意識等の育成

- 学校教育では、教育活動全体を通じて、思いやりの心を持つことや広い心で自分と異なる意見や立場を大切にすることに関する指導が行われている。また、伝え合う力の育成を重視し、発表・討論を積極的に取り入れた学習活動が行われている。
- 青少年教育施設では、社会性や協調性を育むため、自然体験や集団宿泊体験といった様々な体験活動の機会が提供されている。
- 警察は、職員の学校への派遣や少年警察ボランティアなどの協力により、非行防止教室を開催している。
- 総務省は、子どものメディアリテラシーを向上させるため、教材の開発・貸出しなどを行っている。

(3) 体力の向上

(地域社会での体力向上の取組の推進)

- 文部科学省は、平成25(2013)年度から、学校や家庭、スポーツ団体といった地域社会全体が連携して行う子どもの体力向上に向けた取組の定着を図るモデル事業を実施している。

(学校における体育・運動部活動の振興)

- 文部科学省は、中学校で必修とされている「武道」に関する指導資料の作成などを行った。

2 多様な活動機会の提供

(1) 集団遊びの機会の確保

- 厚生労働省は、児童館⁴の整備を推進している。
- 文部科学省と厚生労働省は、放課後の安全で健やかな居場所づくりを推進している。

(2) 読書活動の推進

- 文部科学省は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」と「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」(第3次)に基づき、「子どもの読書活動推進フォーラム」などにより、子どもの読書活動を推進している⁵。

(3) 地域等での多様な活動

(体験活動の推進)

- 文部科学省は、家庭や企業などへの体験活動に対する理解を求めていくための普及啓発を推進するとともに、体験活動を推進する企業の表彰⁶に取り組んでいる。平成25(2013)年度からは、体験活動の評価・顕彰に関する調査研究を行っている。

3 <http://www8.cao.go.jp/syokuiku/data/guide/index.html>

4 「児童福祉法」第40条に規定する児童厚生施設の1つ。

5 http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/dokusyo/

6 <http://kids-taiken.com/award.html>

○独立行政法人国立青少年教育振興機構は、「体験の風をおこそう運動」を推進している⁷。

(環境学習)

○環境省をはじめとする関係府省は、「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」と「環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な方針」(平成24年6月閣議決定)に基づき、家庭、学校、職場、地域その他あらゆる場における、生涯にわたる質の高い環境教育の機会を提供している⁸。

○環境省は、「持続可能な開発のための教育」(ESD: Education for Sustainable Development)の視点を取り入れた環境教育プログラムの作成や実証などを通じて、持続可能な社会の担い手を育む環境教育を推進している。

○文部科学省は、子どもがその発達段階に応じて、環境の保全についての理解と関心を様々な機会に深めることができるよう、学校教育と社会教育で環境教育を推進している。

(自然体験)

○文部科学省は、広く体験活動に対する理解を求めめるための家庭や企業に対する普及啓発を推進している。

○独立行政法人国立青少年教育振興機構は、国立青少年教育施設の立地条件や特色を活かした自然体験活動の機会と場の提供を行っている。

○林野庁は、文部科学省と連携して、子どもが森林で様々な体験活動を行う機会を提供する「森の子くらぶ活動推進プロジェクト」を推進している⁹。また、国有林野事業の中で、学校による体験活動の場を提供する「遊々の森」の設定に取り組んでいる¹⁰ (図表2)。

図表2 「遊々の森」の活用事例



(出典) 林野庁ホームページ (http://www.rinya.maff.go.jp/j/kokuyu_rinya/kokumin_mori/katuyo/kokumin_sanka/kyouteiseido/kyoteiseido.html)

7 <http://www.niye.go.jp/services/taikennokaze/>。構成団体は次の通り。NPO法人自然体験活動推進協議会、独立行政法人国立青少年教育振興機構、公益社団法人全国公民館連合会、社団法人全国子ども会連合会、公益財団法人ボーイスカウト日本連盟、公益社団法人ガールスカウト日本連盟、社団法人日本PTA全国協議会、公益財団法人日本レクリエーション協会、公益社団法人日本キャンプ協会、NPO法人日本子守唄協会、公益社団法人全国スポーツ推進委員連合、NPO法人全国ラジオ体操連盟、公益財団法人日本体育協会日本スポーツ少年団、一般社団法人日本ユースホステル協会。

8 http://www.env.go.jp/policy/suishin_ho/

9 林野庁「子ども森林館」ページ (<http://www.rinya.maff.go.jp/kids/top.html>)

10 http://www.rinya.maff.go.jp/j/kokuyu_rinya/kokumin_mori/katuyo/kokumin_sanka/kyouteiseido/kyoteiseido.html#yu-yu

○環境省は、「みどりの月間」(4月15日～5月14日)、「自然に親しむ運動」(7月21日～8月20日)、「全国・自然歩道を歩こう月間」(10月)を通じて、子どもが自然とふれあう機会を提供している。

(警察による社会奉仕活動やスポーツ活動の場の提供)

○警察は、社会奉仕活動や生産体験活動といった社会参加活動、警察署の道場を開放した柔剣道教室をはじめとするスポーツ活動など、少年の多様な活動機会の確保と居場所づくりを推進している。

(文化活動の奨励)

○文部科学省は、実演芸術に身近に触れることができる機会を提供するなど、子どもの文化芸術体験活動を推進している。

(花育活動の推進)

○農林水産省は、文部科学省や国土交通省と連携して、花や緑との触れ合いを通じて子どもに優しさや美しさを感じる気持ちを育む「花育活動」を推進している。

(都市と農山漁村の共生・対流の促進)

○農林水産省、文部科学省、総務省は、子どもの農山漁村での宿泊体験活動に関する取組に支援を行っている。

(4) 生涯学習への対応

(高等教育機関における学修機会の充実に関する取組)

○独立行政法人日本学生支援機構は、平成26(2014)年度から、若者の学び直しを支援するため、奨学金制度の弾力的運用(同学種間(例：学部→学部)での再貸与の制限の緩和)を行う。

(学習した成果の適切な評価)

○文部科学省は、民間教育事業者などが行う検定試験の質の確保や向上を図っている。

(女性の生涯学習)

○文部科学省は、女性のライフプランニング支援に関する情報提供をホームページで行っている。

3 学力の向上

(1) 知識・技能や思考力・判断力・表現力、学習意欲等の「確かな学力」の確立

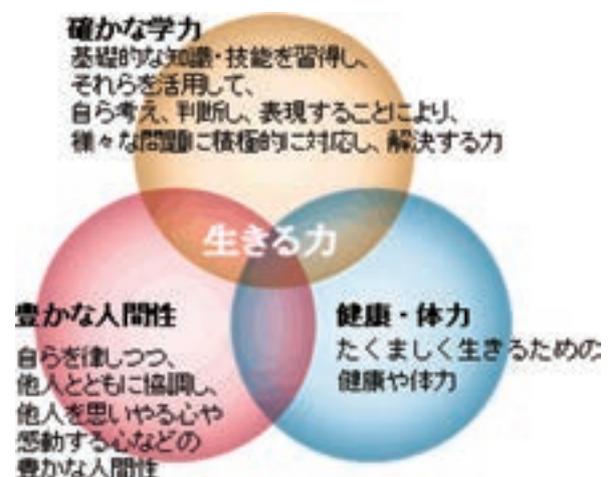
○文部科学省は、新学習指導要領の円滑な実施に向け、教職員定数の改善や新たに必要となる補助教材の作成・配布、理科教育設備の整備への支援、理数教育や外国語教育その他の各教科や活動の充実を支援している。平成26(2014)年度には、

- ・全国学力・学習状況調査による子どもの学力や学習状況の把握
- ・理科教育の推進のため、小学校・中学校に観察実験アシスタントを配置するための補助事業の創設や、設備整備の補助の拡充
- ・子どもたちの土曜日の教育活動の充実

などを行う。(図表3、図表4)

また、小・中・高校を通じた英語教育の抜本的充実に係る検討を行っている。

図表3 新学習指導要領の理念



(出典) 文部科学省ホームページ (http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/idea/index.htm)